

指定管理者が行う業務仕様書

(大和市都市公園条例規定施設)
(大和市営自動車駐車場条例規定施設)

引地台公園（野球場除く）

大和市引地台温水プール立体駐車場

平成27年7月

大和市環境農政部

引地台公園（野球場を除く）、引地台温水プール立体駐車場業務仕様書 目次

1. 管理に関する基本的考え方

2. 施設の概要

(1) 引地台公園

- ① 場所
- ② 施設規模
- ③ 施設内容

(2) 引地台温水プール立体駐車場

- ① 場所
- ② 施設規模
- ③ 施設内容

3. 管理の基準

- (1) 人員配置の基準
- (2) 開場時間
- (3) 休場日
- (4) 指定期間
- (5) 法令等の遵守
- (6) 特記事項

4. 業務内容

- (1) 施設の運営に関すること
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること
- (3) 施設のPRに関すること
- (4) 自主事業の実施に関すること
- (5) 業務の報告に関すること
- (6) その他

5. 物品の帰属等

6. その他留意事項

引地台公園（野球場を除く）、引地台温水プール立体駐車場業務仕様書

1. 管理に関する基本的な考え方

引地台公園は、大和市を代表する総合公園で、休息・散歩・運動等の総合的な利用ができる憩いの場として、また積極的な健康づくりの場として利用の増進が図れることを目的に設置されています。園内はスポーツとのふれあいゾーン（温水プール・野球場・ゲートボール場・多目的広場）、人々とのふれあいゾーン（野外音楽堂・ロータリー・児童広場・自由広場）及びいこいの場ゾーン（噴水・花壇・ピクニック広場・流れ）という3つのテーマに分けて整備をしています。このような公園の設置目的及び施設内容を踏まえて、都市公園としての機能を十分に生かせるような管理を行うとともに、市民ニーズに対応しつつ、来園者がより安全で快適に利用していただけるよう努めるものとします。

- (1) 植栽地（植込地、芝生、樹木、草地等）は、各植物の特性や周辺環境を考慮し、適切な管理を行うこと。
- (2) 公園施設及び立体駐車場は、設置目的及び施設内容等を充分に把握したうえで、有効に機能させるとともに、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、適正な維持管理、保守点検等、又、必要に応じて修繕を行うこと。
- (3) 公園利用者の多様なニーズに応えるため、来園者の意見、要望等を把握し、管理運営に活かすよう努めること。
- (4) 市民との協働を積極的に推進するものとし、施設の利用促進に努め、地域や関係団体との協調・連携等を図るものとすること。
- (5) 施設の効用を最大限に發揮させ、効果的・効率的な管理運営により市民サービスの向上を図るとともに、管理運営費の削減に努めること。

2. 施設の概要

(1) 引地台公園

- ① 場所 大和市柳橋四丁目 5000番地
- ② 施設規模 面積 100, 540. 39 m² (野球場・青葉公園側スロープ含む)
- ③ 施設内容

ア 引地台温水プール	建築面積	3, 698 m ²
(有料)	床延面積	5, 958 m ²
	B2F	770 m ²
	B1F	313 m ²
	1F	3, 632 m ²
	2F	1, 183 m ²
	PH	60 m ²

地下1、2階 機械室、電気室、受水層室、監視室等

1階設備 25mプール（6コース）25m×13m

水深1. 1～1. 3m

流水プール：120m×3.75m 水深1m
着水プール：水深85cm
幼児用プール：(滑り台付)：32m² 水深30cm
ジャグジープール：2槽
採暖室
ウォータースライダー：1.3mΦ、40m、80m
男女更衣室、ロッカー室、身障者更衣室、救護室、喫茶室厨房
2階設備 監視放送室、プールテラス、休憩室、ロビー
設備諸元 ・受水槽 ・貯湯槽 ・ボイラー ・濾過装置
イ 野外音楽堂（有料） 鉄筋コンクリート造一部平屋建 床面積 239m²
ウ 公園管理事務所 鉄筋コンクリート造2階建 床面積 420m²
エ トイレ棟3棟 鉄筋コンクリート造一部鉄骨平屋建
北側駐車場脇 延面積 64m²
管理事務所前 延面積 64m²
南側駐車場脇 延面積 52m²
計 180m²
オ 倉庫 軽量鉄骨造平屋建 床面積 34m²
カ 売店 木造平屋建 床面積 20m²
キ 監視室 軽量鉄骨造平屋建 床面積 11m²
ク 受水槽・ポンプ室 ブロック造平屋建 床面積 50m²
ケ 流水井戸機械室 鉄筋コンクリート造平屋建 床面積 36m²
コ あづま屋 鉄筋コンクリート造平屋建 床面積 24m²
サ 放送塔 一基
シ 時計塔 一基
ス 噴水設備
セ 流水、井戸設備
ソ 多目的広場、イベント（自由）広場
タ 遊具、パーゴラ等
チ 修景池
ツ 駐車場 北側（無料）71台収容 南側（無料）63台収容
テ 駐輪場 北側 148台収容 南側 70台収容

（2）引地台温水プール立体駐車場（有料）

- ① 場所 大和市草柳三丁目5番地1
- ② 施設規模 敷地面積 3,342.51m²
鉄骨造2階建
 - 1階 1,776m²
 - 2階 1,776m²

床面積 3,552m²
- ③ 施設内容 駐車台数 213台

※ 現地と書類等に相違があった場合は、現地を優先とします。

3. 管理の基準

(1) 人員配置の基準

組織の一元化を図る総括責任者のもと、引地台公園園地及び引地台温水プール・立体駐車場の施設を管理するのに各 1 名責任者を配置するほか、業務を遂行するのに必要な人員を置くものとします。

- ① 職員の勤務時間は、施設の管理運営に支障のないように定めること。
- ② 施設の管理運営に必要な人員又は資格者等は、指定管理者において配置すること。

(2) 開場時間

① 引地台公園 園地

開場時間 下記の②～⑧を除く園地は常時開場

② 引地台公園管理事務所

開場時間 1月 4 日から 12 月 28 日まで

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

③ 引地台温水プール

開場時間 1月 4 日から 7 月 19 日まで及び 9 月 1 日から 12 月 28 日まで

午前 10 時から午後 8 時まで

7 月 20 日から 8 月 31 日まで

午前 9 時 30 分から午後 8 時まで

④ 引地台野外音楽堂

開場時間 1月 4 日から 12 月 28 日まで

午前 9 時から午後 5 時まで

⑤ 引地台温水プール立体駐車場

開場時間 1月 4 日から 12 月 28 日まで

午前 7 時から午後 9 時まで

⑥ 引地台公園北側・南側駐車場

開場時間 1月 1 日から 12 月 31 日まで

午前 9 時から午後 9 時まで

⑦ 引地台温水プール内食堂

開場時間 6 月 1 日から 9 月 30 日まで

午前 11 時から午後 6 時まで

1 月 1 日から 5 月 31 日までの期間の土日祝祭日及び

10 月 1 日から 12 月 28 日までの期間の土日祝祭日

午前 11 時から午後 5 時まで

⑧ 売店

開場時間 1月 4 日から 12 月 28 日まで期間の土日祝祭日

午前 11 時から午後 3 時まで

※ ただし、上記 3 施設 (③～⑤、⑦、⑧) の安全性を確保するために緊急に閉場する

必要性が生じた場合は大和市に報告するとともに休場とすることができます。

(3) 休場日

① 引地台公園 園地

休場日 特になし

② 引地台公園管理事務所

休場日 年末年始（12月29日から1月3日）

③ 引地台温水プール

休場日 月曜日（月曜日が祝日又は振替休日の場合は翌日、ただし7月20日から8月31日を除く）

年末年始（12月29日から1月3日）

④ 引地台野外音楽堂

休場日 月曜日（月曜日が祝日又は振替休日の場合は翌日）

年末年始（12月29日から1月3日）

⑤ 引地台温水プール立体駐車場

休場日 年末年始（12月29日から1月3日）

⑥ 引地台公園北側・南側駐車場

施錠時間 1月1日から12月31日まで

午後9時から午前9時まで

⑦ 引地台温水プール内食堂

休場日 開場日（開場時間）以上の管理運営を行うものとし、休場日は指定管理者の判断で決めるものとします。

⑧ 売店

休場日 開場日（開場時間）以上の管理運営を行うものとし、休場日は指定管理者の判断で決めるものとします。

(4) 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

(5) 法令等の遵守

引地台公園及び引地台温水プール立体駐車場の管理運営に当たっては、関係するすべての法令等を遵守することとします。ただし、指定管理期間中、関係法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とします。

・関係する法令の例

地方自治法、都市公園法、同施行令、大和市都市公園条例、同施行規則、大和市営自動車駐車場条例、同施行規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法、健康増進法、農薬取締法、身体障害者補助犬法、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法、行政手続法、行政手続条例、大和市情報公開条例、同規則、個人情報保護条例、同規則、動物の愛護及び管理に関する法律、神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例、その他関係法令等を遵守すること。

(6) 特記事項

① 引地台公園等は、市民まつり等の市主催の特別事業等がある場合に、優先的に使用

- できるものとし、施設等の開場時間も変更できるものとします。
- ② 毎年11月上旬から4週間、大和市環境管理センター施設点検のため、電気及び蒸気の供給が停止します。
- ③ 每年10月第1月曜日は、引地台公園電気工作物保守点検のため停電とします。

4. 業務内容

(1) 施設の運営に関するここと

レクリエーションなど、公園等がもつ様々な機能を十分に發揮させ、市民が公園等を利用しやすいようにサービスを向上させるものです。

- ① 園地及び有料公園施設、引地台温水プール立体駐車場（以下「有料施設」という。）の運営について

ア 園地の巡回・巡視

- ・公園内の防犯上又は安全を確保するため、定期的な巡視・巡回を行うこととします。巡視・巡回にあたっては、昼夜行うとともに、利用者への安全を図るためにも犬の放し飼いの注意等には十分に気を配って行ってください。

イ 光熱水費等支払い

(ア) 温水プール、立体駐車場

- ・運営管理上必要となる都市ガス、上下水道、電話料金（1回線、FAX）、インターネット回線は原則指定管理者の負担となります。
ただし、温水プール、立体駐車場の電力は環境管理センターからの供給となります、電気料金の基本料金については指定管理者の負担となります。
- ・環境管理センターからの送電が停止した場合の電気料金については、指定管理者の負担になります。
なお、指定管理者が新たに必要とする設備は指定管理者の負担とします。
- ・温水プールの水、及び空気の加熱は、環境管理センターの余熱を利用できます。
- ・非常時は、プール施設内の自家発電設備及びボイラーエquipmentで対応することになります。

(イ) 野外音楽堂、公園管理事務所、園地内施設等

- ・運営管理上必要となる、電気、都市ガス、上下水道、電話料金（1回線、FAX）、インターネット回線等は原則指定管理者の負担となります。その他電力供給については(ア)と同様です。

ウ 拾得物・残置物の処理

- ・拾得物は拾得物台帳を作成し、所轄の警察署に届けること。
- ・園内及び立体駐車場に残置された自動車、自転車で持ち主が不明であり、明らかに廃棄物と判断されるものについては一定期間保管した後処分すること。
- ・廃棄したものかどうか疑わしい場合は一定期間、撤去要請の告示（貼り紙）をした後所有者が不明の場合に処分すること。
- ・園内及び立体駐車場に不法に放置されている車両については、所有者確認・撤去指導等必要な処理を行い、処理については都市公園法に準拠して実施すること。

エ 緊急対応体制の確立等

- ・事故や災害などに迅速かつ的確に情報を伝達するとともに対応できる態勢を確立すること。
- ・引地台温水プールのプール室の収容人数は、概ね700人とし利用者の健康と安全に細心の注意を図ること。
- ・引地台温水プール、引地台温水プール立体駐車場、引地台野外音楽堂、売店、公園管理事務所退場時は、厳重な注意を払い、事故及び盗難防止のため火気の始末及び施錠、機械警備（引地台野外音楽堂、売店をのぞく）を行うこと。
- ・事故が発生した場合は被害者の救済、保護などの必要な応急措置を講じるほか、二次災害の発生防止に努め、状況に応じ市及び関係官公署に連絡するなど適切な措置を講じ、事故発生後7日以内に書面で市に報告を行うこと。
- ・火災その他不可効力の発生により引地台公園等が危険にさらされ又はさらされるおそれがあるときは、速やかに利用者等を安全な場所に避難させ、施設の休場等の措置をとるとともに、市及び関係官公署に連絡するなど適切な措置を講じ、事故発生後7日以内に書面で市に報告を行うこと。
- ・各種気象警報が発令された場合、速やかに施設内点検を実施し、状況を把握した上、事故や災害を防止するための対策を講じること。
- ・引地台公園等の施設及び備品の滅失又はき損その他重大な事故が発生したときは、速やかに市へ連絡を行い、事故発生後7日以内に事故発生等報告書により報告すること。
- ・AEDを指定管理者の負担で設置すること。

オ 臨時休場等やむを得ず閉鎖する時は、利用者及び関係者等に適切なる周知すること。

カ 市民要望等の対応

- ・市民要望等の受付簿を作成し、管理するとともに、要望内容の改善に努めること。

キ 利用者の指導・事故の防止等

- ・危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のために利用状況を適宜把握し、必要に応じて利用指導を行うこと。

ク 盲導犬、介助犬の扱い

- ・身体障がい者が利用する場合において、原則として身体障がい者盲導犬、介助犬を同伴することを拒まないこと。（引地台温水プールについては、原則としてロビーまでとし盲導犬・介助犬等の待機場所は指定します。）

ケ 公園賠償責任保険への加入（詳細は、その他留意事項及び別紙のとおり）

- ・保険料は指定管理者の負担とすること。

コ ホームレスの取り扱い

- ・ホームレスが起居の場所として使用し、一般の公園利用者の適正な利用が妨げられている場合は大和市健康福祉部福祉事務所生活援護課と協力して必要な措置をとること。

サ ゲートボール場の予約等の運営は大和市が行います。指定管理者は維持管理のみを実施してください。

シ 指定管理者の事務所として、公園管理事務所の一部及び温水プール内事務室、野球場事務室が利用できます。

ス 公園園地の占用許可、使用許可は大和市で行います。このとき使用許可状況等については、市と指定管理者相互に情報の共有化を図るものとします。

セ 引地台公園管理事務所の一画には、市の職員が常駐できるものとします。

ソ 引地台公園の駐車場（北側・南側）は、利用時間以外は施錠すること。

ただし、大型駐車場は、利用者の申出等により解錠し、その他の時間は施錠すること。

② 有料施設の業務等について（大和市都市公園条例、同施行規則、大和市営自動車駐車場条例、同施行規則のとおり）

ア 受付業務

イ 利用料金徴収業務

帳簿を用いて、当日の使用料収入を整理すること。

ウ 利用料金の免除

・大和市都市公園条例第39条及び大和市営自動車駐車場条例第19条の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を免除することができます。詳しくは大和市都市公園条例、同施行規則、大和市営自動車駐車場条例、同施行規則を参照してください。

エ 防犯・防火対策

・有料施設の出入り口門扉、管理棟の施錠・開錠等の点検・確認及び鍵の適正な管理を行うこと。また、退場時には特に火気の始末に留意するとともに、機械警備（野外音楽堂を除く）を行うこと。

・消防設備の配置状況等の把握、日常点検を行うとともに消防署の査察等がある場合は、立会いの上、必要な是正措置を講じること。

・災害時は市民の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うこと。

オ 利用者の指導・事故の防止等

・危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のために利用状況を適宜把握し、必要に応じて利用指導を行うこと。

・プールのウォータースライダー等の利用者の安全を確保のため、適切な人数の監視員を配置すること。

カ 入場制限

次のいずれかの一つに該当する場合は入場しようとするものを入場させず、また入場者を退場させることができます。

・泥酔者

・伝染病の疾患であると認められる者

・他人に危害を及ぼし又は他人の迷惑となる物品もしくは動物を携帯する者

・他人に不快感を与える恐れのある者

・この施設を使用することがその者にとって危険であると認められる場合

キ 休場日等の変更

- ・必要に応じ、市の承認を受けた上で、有料施設の休場日又は休場時間を変更することができます。この場合、指定管理者の責任において周知し、利用者からの問い合わせ等に応じられるようにすること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関するこ

公園利用者が安心して施設を使用でき、快適かつ楽しく園地、施設を利用できるように常にこれらを適正な状態に維持するものです。内容や回数等は基本管理表に記載しております。また、施設や植栽の内容の変更が生じた場合は、速やかに市に報告してください。

① 公園内共通

- ・公園利用者（有料公園施設利用者含む）及び近隣住民等第三者の安全を確保することを最優先とすることとし、危害を加えるおそれが生じた場合又は生じる恐れがある場合は、指定管理者の責任において速やかに必要な対処を行なうこと。
- ・施設等に起因して発生した事故等については、指定管理者がその責めを負うものとし、指定管理者の責任と負担において適切に対応すること。また、その発生時及び処置完了時に、その状況を速やかに市に報告すること。
- ・施設等の修繕の際は、原則として原状に復するものとする。やむを得ず構造等の変更を行う場合は、事前に市と協議し、構造等を決定すること。
- ・大和市「環境方針」を理解し、省エネルギーの取り組みや廃棄物の発生抑制、環境配慮物品の使用など、環境影響の低減に努めること。
- ・「大和市路上喫煙の防止に関する条例」の趣旨を理解し、遂行すること。本公園は路上喫煙重点禁止区域または路上喫煙禁止区域外であるが、本業務における作業中は禁煙とする。また、休憩中であっても、喫煙場所と定めた場所以外では喫煙しないこと。なお、喫煙場所は屋内には設けないこと。

② 園地広場等

有料施設及びその付帯施設を除く園地広場、施設については次の業務を行うこと。

ア 園路・広場等

- ・落葉時期は舗装園地や施設周辺を中心に日常的に清掃を行うこと。
- ・風の強い日は、周辺の砂埃の飛散対策をして適宜散水を行なうこと。
- ・日常的に園地及び施設の巡視点検、清掃（ごみ拾い等）を行うこと。
- ・アスファルト舗装や砂舗装等の凸凹や水溜りは隨時舗装すること。

イ 植栽等

- ・隣地、道路に枝等が越境しないよう留意すること。
- ・隣地または利用者に危害を加えるおそれのある場合については、市と協議の上対応すること。
- ・枯れ枝、病損枝、支障枝の除去及び整枝に留意し、樹木の健全な育成と景観のバランスを考慮し、管理すること。
- ・植込み地等の除草を行うこと。但し、除草剤は使用しないこと。
- ・低木の刈り込みを行うこと。
- ・植栽地における病害虫の発生状況の点検及び害虫発生枝の切除等初期防除に努める

こととし、発生の際は極力薬剤散布によらない方法により対処すること。

- ・やむを得ず薬剤を散布する場合は事前、事後に利用者、近隣住民へ通知し、周囲への飛散により健康被害を及ぼすことのないように最大限配慮すること。
- ・枯損植物、実生植物、枯れ枝、支障枝等は除去すること。
- ・新たな植栽を行う場合（花壇作りを含む）は、施設の趣旨及び雰囲気に合うものを選定し、市と協議のうえ実施すること。
- ・地拵えや球根、種、苗の植付け、灌水、花がら摘み、施肥、病害虫防除と予防及び除草を行うこと。

ウ 施設等

- ・照明灯の点灯状況を隨時確認し、電気機械施設の故障等については修繕を行なうこと。
- ・各種サイン、案内板などの清掃を定期的に行うこと。また、管理者名を適切に表記すること。
- ・トイレ棟については日常的に施設の点検及び床面と便器等の衛生機器の洗浄清掃、消耗品も欠落しないように常に施設を清潔かつ正常に維持すること。
また、施設の状況により日常清掃と定期清掃を適宜組み合わせて実施すること。
- ・池、流れなどの水施設は原則として冬季間停止させること。
- ・噴水設備は、日常点検、定期点検を実施し良好な状況に保つこと。
- ・遊具施設は、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づき、日常点検、定期点検を実施し、不具合箇所、危険箇所は直ちに補修、使用禁止等の対応を行い安全に万全をつくすこと。
- ・受水槽の定期点検、清掃を行なうこと。
- ・ベンチ、テーブル、手すりの清掃を隨時行うこと。

③ 有料施設及び付帯設備

- ・本体及び付帯施設（設備含む）の日常点検、保守点検、定期点検、清掃、機械警備、水質検査等を行うこと。内容や回数等は別紙によるものを最低限とする。
- ・本体及び付帯施設（設備含む）の故障等で簡易なものについては修繕を行なうこと。
- ・ごみやほこり、汚れ等が無く、消耗品も欠落しないように常に施設を清潔かつ正常に維持すること。

（3）施設のPRに関すること

- ・施設の概要、利用方法、利用時間、利用料金等を記載したホームページを作成し、公開すること。
- ・施設の概要、利用方法、利用時間、利用料金等を記載したパンフレットを作成し、配布すること。
- ・その他、必要事項の周知を行なうこと。

（4）自主事業の実施に関すること

利用増進を図るため指定管理業務以外で、指定管理者が事業計画書を提出し園地・有料施設等において自らの責任で自主的に行う事業です。

自主事業は、公の施設の設置目的に沿ったもので、施設利用者の利用の障害にな

らないものに限るものとし、事前に市と協議・調整を行い、事業計画書を提出してください。

- ・自主事業の実施に要する経費は、指定管理者が負担し、事業により得た収入は指定管理者に帰属します。

(5) 業務の報告に関すること

事業に関する以下の報告書を作成するものとします。

下記以外の個別の業務に関する報告書も業務の性質や緊急性に応じて作成し、市に報告するものとします。

報告内容について市から照会があった場合や市が必要に応じて帳簿書類その他の記録の提出を求めた場合には、迅速・適切な対応を求めます。

① 月報の提出

- ア 管理業務の実施状況
- イ 利用状況
- ウ 自主事業の実施状況
- エ その他特記事項

② 四半期総括書の提出

- ア 管理業務実施状況
- イ 有料施設利用実績
- ウ 管理施設利用者等からの苦情等
- エ 自主事業の実施
- オ 管理施設の重大な事故
- カ その他連絡事項

※ 月報及び四半期総括書の書式は、協定において定めるものとします。

③ 事業計画書等の提出

- ア 管理業務の事業計画書
- イ 管理業務に係る収支予算書
- ウ 自主事業の計画書
- エ その他市が必要と認める書類

④ 事業報告書及び収支決算書の提出

- ア 管理業務の実施状況
- イ 有料施設の利用者数等利用の状況
- ウ 有料施設の利用料金の収入実績
- エ 管理業務に係る経費の収支状況
- オ 自主事業の実施状況
- カ 自主事業に係る収支決算状況
- キ その他市が必要と認める事項

⑤ 自己評価表の提出

- ア 運営効率化へ向けた取組み内容とその進捗状況
- イ 利用者サービス向上に向けた取組み内容とその進捗状況

- ウ 企画提案書に提案された管理運営体制が維持されているか
 - エ 利用者からの苦情内容
 - オ 施設の安全対策の内容とその進捗状況
 - カ 光熱水費の管理状況
 - キ 有料施設の利用者数の増減
 - ク 有料施設の利用料金収入実績の増減
 - ケ 事故報告の内容とその後の対応
 - コ 企画提案書に提案された事項の取組み内容とその進捗状況
 - タ アンケートによる利用者満足度の調査結果及び管理運営の改善状況
- ⑥ 事故等報告書の提出
- ア 管理施設に係る事故、施設又は設備、備品等の破損、その他仕様書に掲げる内容について、その発生状況及び対処方法

(6) その他

- ① 管理報告書
 - 一日の業務内容（巡視・巡回、点検、修繕、清掃、その他維持管理作業、窓口運営等）や市民対応など特記事項を記した日報等を作成すること。
- ② 施設簡易修繕
 - 施設の故障・破損等、塗装、漏水、ガラス破損、機器、建具調整等の簡易な修繕を行うこと。ただし、1件130万円（消費税及び地方消費税を含む）以上のものは、別途協議のうえ大和市で負担します。
- ③ ごみの分別処分
 - ・園内から発生したごみは分別収集して処分すること。
 - ・一般ごみ（可燃ごみ）、不燃ごみは、適正に搬出処分し、資源ごみ（ビン、缶、ペットボトル等）はそれぞれの回収と再利用を行っている処理業者に処分させること。
 - ・刈草、剪定枝等については、再資源化施設に持ち込むものとし、マニフェストにより適切に管理すること。
- ④ 注意報・警報等が発令された場合の対応
 - ・荒天が予想される場合には、事前に備品等の固定・収納を行うこと。
 - ・荒天後は園内を巡視し、災害の有無を点検し、重大な事故がある場合は速やかに大和市に報告を行うとともに2次被害を引き起こさない処置を行うこと。
 - ・光化学スモッグ注意報が発令した場合は園内アナウンス放送等により、公園利用者に注意を喚起し、警告するとともにその旨を掲示すること。
- ⑤ 用地の保全
 - ・公園外周の境界杭や不法占用の有無等の状況を把握し、異常があった場合は隨時大和市に報告すること。
- ⑥ ドクターへリへの対応
 - ・本公園の多目的広場は、大和市指定のドクターへリ離発着場に指定されているため、連絡を受けた時は必要な対応をするものとします。
- ⑦ 協議

- ・指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議し決定すること。

5. 物品の帰属等

- (1) 指定管理料で購入した物品は、指定管理者に帰属します。
- (2) 指定管理者は、市の所有に属する物品については、大和市物品取扱規則に基づき管理を行うものとします。また、指定管理者は同規則に定められた備品台帳を備えてその保管にかかる物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に市に報告をするものとします。
 - ① 使用する市の備品が適切な状態で保持されるよう管理すること。
 - ② 備品は市で購入するが、備品使用に伴う消耗品の購入やメンテナンスは指定管理者の費用負担により実施すること。
 - ③ 施設の管理にあたって、指定管理者自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は、事前に市と協議すること。ただし、指定期間の満了時等においては、大和市都市公園条例第46条の規定に基づいて原状に回復すること。

6. その他留意事項

- (1) 指定管理者は、別紙の施設賠償責任保険等に加入し、次に掲げる場合、速やかに事故報告書を市に提出するとともに、指定管理者の責任のもとその損害を賠償し、又は原状に回復するものとします。
なお、保険の補償内容は、市が加入している補償内容と同等以上の保険に加入するものとします。
 - ① 第三者に損害を及ぼした場合
 - ② 有料施設及び付帯設備を損壊又は滅失した場合
 - ③ その他管理に関して損害が発生した場合
- (2) 新たな公園施設の設置については、許可が必要です。
 - ① 掲示板等の施設を設置する場合は、市の許可が必要です。
 - ② 指定期間の満了時等においては、大和市都市公園条例第46条の規定に基づいて原状に回復すること。

公園施設等に関する賠償責任保険

1 保険の内容

この保険は、指定管理者が管理運営する公園施設等において、偶然な事故が発生した場合に以下のとおり補償するものである。

(1) 対象施設

- ・引地台公園等（野球場除く、青葉公園側スロープ含む）
- ・引地台温水プール立体駐車場

(2) 補償内容

- ① 施設の欠陥や管理の不備が原因であったため、指定管理者又は市が法律上の損害賠償責任を問われた場合 → 賠償責任保険
- ② 指定管理者又は市の責任の有無にかかわらず、施設利用者や入場者が急激かつ偶然な外来の事故により障害を被った場合 → 見舞費用、施設治療費用

2 管理施設の管理運営に関する賠償責任保険

(1) 施設賠償責任保険

賠償責任 対人 1名／1事故 1億円／5億円
 対物 1,000万円（引地台温水プール） 2,000万円（引地台公園園地）
 対物保管物賠償（引地台温水プール）
 1事故 300万円 期間中 300万円

(2) 被災者傷害見舞費用特約

項目	支払限度額	
死亡した場合	200万円	
後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度により 200～6万円	
入院治療の場合	病院又は診療所に入院した期間	31日以上 30万円 15日以上30日以内 15万円 8日以上14日以内 7万円 4日以上7日以内 4万円 3日以内（プール） 4万円 3日以内（公園園地） 2万円
	治療した期間（入院した期間を除く）	31日以上 15万円 15日以上30日以内 7万円 8日以上14日以内 4万円 4日以上7日以内 2万円
		3日以内 1万円

(3) 施設治療費用保険金特約

てん補限度額 1名／1事故 30万円／300万円

3 取扱現金総合保険

引地台温水プール、引地台温水プール立体駐車場、引地台野外音楽堂の利用料
金
1事故につき 300万円

4 昇降機賠償責任保険（引地台温水プール）

賠償責任 対人 1名／1事故 6,000万円／2億円
対物 1事故 1,000万円

5 ロッカーの収容品の総合保障保険（引地台温水プール）

(1) 身の回り品等 840万円 (2) 現金 280万円

6 自動車駐車場に関する賠償責任保険（引地台温水プール立体駐車場）

(1) 自動車管理者賠償責任保険 11,160万円
(2) 施設管理者賠償責任保険 対人 1名／1事故 1億円／5億円
対物 1事故 1,000万円

引地台公園基本管理表－1

管理項目 (園地及び野外音楽堂・売店)		管理基準			備考
		対象	規模・単位	年回数等	
巡回	日常巡回	園内及び施設	1式	年間	年末年始除く
	定期巡回	園内及び施設	1式	1回/月	職員
	年末年始巡回	園内及び施設	1式	6日	
パトロール警備	日常警備	園内及び施設	1式	年間	
	夜間警備	"	1式	年間	
	駐車場施開錠	南北駐車場	3箇所	年間	
動物管理	日常管理	動物小屋	1式	年間	年末年始除く
	年末年始管理	動物小屋	1式	6日/年	
清掃	日常清掃	園内・園路沿い	1式	随時	
		屋外便所	1式	5回/週	
		野外音楽堂	1式	1回/週	
	ごみ運搬処分	ごみ集積所	1式	3回/週	
	定期清掃	噴水池	一式	4回/年	
		流れ・池	一式	2回/年	
		受水槽	一式	1回/年	
遊具点検	日常点検	遊具施設	1式	1回/月	
	定期点検	"	1式	1回/年	
噴水保守点検	定期点検	噴水設備	一式	4回/年	
井戸設備点検	定期点検	井戸設備	一式	2回/年	
井戸水水質検査	定期点検		一式	6回/年	10項目
簡易専用水道検査	定期点検	公園及び 公園管理事務所	一式	1回/年	
加圧給水ユニット保守点検	定期点検	加圧給水ユニット	一式	2回/年	
消防用設備保守点検	定期点検	公園管理事務所	一式	2回/年	

管理項目 (公園管理事務所)		管理基準			備考
		対象	規模・単位	年回数等	
清掃	日常清掃	指定管理者使用 区域及び供用区 域	1式	2回/週	
機械警備	日常警備	公園管理事務所	1式	年間	
水質検査	定期点検		1式	1回/月	水道法第34条

					の2第2項に基づく10項目
放送設備 保守点検	定期点検	園内及び 公園管理事務所	1式	1回／年	
消防用設備保守 点検	定期点検	公園管理事務所	1式	2回／年	
空調機保守点検	定期点検	公園管理事務所	1式	2回／年	

管理項目 (温水プール)	管理基準			備考
	対象	規模・単位	年回数等	
水質検査	定期点検	1式	1回／月	
ウォータースラ イダー保守点検	定期点検	ウォータースラ イダー	1式	2回／年
小型吸収冷凍機 保守点検	定期点検	1式	3回／年	
ボイラーモード検 査	定期点検	1式	1回／月	水道法第34条 の2第2項に基づく10項目
消防用設備保守 点検	定期点検	1式	2回／年	
非常用自家発電 機保守点検	定期点検	1式	2回／年	
自動昇降機保守 点検	定期点検	遠隔点検	1台	12回／年
	定期点検	現地点検	1台	3回／年
自動ドア保守点 検	定期点検	7箇所	3回／年	
可動屋根保守点 検	定期点検	1式	2回／年	
入退場ゲートシ ステム保守点検	定期点検	1式	3回／年	
自動券売機保守 点検	定期点検	2台	2回／年	
建物機械警備	日常警備	1式	年間	
芳香剤等保守管 理		1式	6回／年	
清掃	日常清掃	床面トイレ他	1式	1回／年
	定期清掃	床面窓他	1式	2回／年

		グリストラップ	1式	5回／年	
--	--	---------	----	------	--

管理項目 (温水プール立体駐車場)		管理基準			備考
		対象	規模・単位	年回数等	
清掃	日常清掃		1式	2回／週	
機械警備	日常警備		1式	年間	
入退場ゲート保守管理	定期点検		1式	年間	機械保守 ホットセンター 売上管理
消防用設備保守点検	定期点検		1式	2回／年	

引地台公園基本管理表－2

管理項目		管理基準			備考
		対象	規模・単位	年回数等	
樹木管理 (園地高木) 公園全体の高木 は1814本で あり、想定される 主な作業内容を 右に記載する。	常緑樹 軽剪定	幹周30cm未満	53本	2回／5年	
		幹周30～60cm未満	80本		
		幹周60～90cm未満	69本		
		幹周90～120cm未満	39本		
		幹周120～150cm未満	23本		
		幹周150cm以上	10本		
	落葉樹 軽剪定	幹周30cm未満	3本	2回／5年	
		幹周30～60cm未満	6本		
		幹周60～90cm未満	11本		
		幹周90～120cm未満	29本		
		幹周120～150cm未満	37本		
		幹周150cm以上	20本		
	針葉樹 軽剪定	幹周30cm未満	2本	2回／5年	
		幹周30～60cm未満	2本		
		幹周60～90cm未満	3本		
		幹周90～120cm未満	1本		
樹木管理 (園地中低木) 公園全体の生垣 延長は約356 m、植え込み面積	刈込み (機械)	刈込物 樹高1.5m以下	7437m ²	1回／年	除草含む
		生垣 樹高1.5m以上	300m	1回／年	除草含む
	除草		7500m ²	1回／年	

は約 7500 m ² であり、想定され る主な作業内容 を右に記載する。	(人力)				
樹木管理 (立体駐車場)	刈込み (機械)	刈込物 樹高 1.5 m 以下	236 m ²	1回／年	除草含む
立体駐車場全体 の低木は 236 m ² であり、想定さ れる主な作業内 容を右に記載す る。			236 m ²	1回／年	

引地台公園基本管理表－3

管理項目		管理基準			備考
		対象	規模・単位	年回数等	
草花管理 (園地)	地植え	花壇	195 m ²	2回／年	
	草花植替え	花壇	195 m ²	2回／年	
	巡回管理	花壇	195 m ²	10回／年	
	施肥	花壇	195 m ²	適宜	
草地管理 (園地)	草刈り (機械)	園地	19,931 m ²	2回／年	
		大型駐車場	2,075 m ²	2回／年	
草地管理 (立体駐車場)	草刈 (機械)		296 m ²	2回／年	